

重要業績評価指標（KPI）の設定と 行政評価による進行管理について

【総合計画の着実な推進に向けて】

地方自治法においては、地方公共団体が「最少の経費で最大の効果を挙げる」行政運営を行っていくことを位置付けています。

当総合計画の計画期間は10年間の長期にわたるものであり、計画に位置付けた政策目標の実現や、実効性を高め生ける計画としていくため、社会経済情勢の変化等の本市を取り巻く環境の変化を的確に捉えた上で、その進行管理を着実にいき、施策やそこで掲げた目的を達成するために実施する事務事業の不断の検証を行っていくことが必要です。

本市では、平成13年度より総合計画の進行管理の位置付けで行政評価を開始し、適宜制度の改善や見直しを図りながら毎年度実施してきた経過にあります。さらには、平成28年度に施行された自治基本条例において、行政評価の実施根拠の明確化を図ったところ

【参考】会津若松市自治基本条例（抄）

（行政評価）

第17条 市長は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価により総合計画の進行管理を行うものとする。

2 市長は、前項の行政評価の結果に基づき、事務事業の改善及び見直しを図るとともに、当該行政評価の結果を分かりやすく公表するものとする。

3 市長は、第1項の行政評価を行うに当たっては、その客観性、信頼性及び公平性を確保するため、第三者による評価の手法を取り入れるものとする。

【行政評価による進行管理】

総合計画で掲げた目標の実現を図っていくために、行政評価による総合計画の進行管理を軸に、計画（Plan）→施策・事務事業の実施（Do）→評価（Check）→改善を行う（Act）というPDCAサイクルに基づく行政運営を行います。

具体的には、総合計画中の全ての施策と各施策を構成する全ての事務事業を対象に、毎年度の行政評価によりその妥当性や効率性、有効性等の観点より検証を行い、事務事業の改善・見直しや人員、予算などの行政資源の配分の見直しを行っていきます。

また、評価の過程において、市民の視点や専門的な知見から施策等に対する評価を行い、これを生かすことにより行政評価がより適切に行われることを目指し、公募市民や学識経験者等による外部評価を実施し、評価の客観性や信頼性、公平性の確保を図っていきます。

なお、毎年度の行政評価の結果については、市民への説明責任を果たすことや意思形成過程の見える化を図る観点から公表します。

効果的・効率的な行政運営実現のためのPDCAサイクル

Plan(計画)

総合計画：政策－施策－事務事業

行政資源の最適化

職員

公共施設

予算編成

市政情報

施政方針

各部行政運営方針

(当該年度の各部の重点的な取

Act(改善)

事務事業の改善
行政資源配分の見直し
(選択と集中)

Do(実施)

各部局における
施策・事務事業の
取組・執行

Check(評価)

行政評価：総合計画の進行管理

事務事業の可視化

課題の抽出

施策の方向性の確認
改善方策の検討